

静岡県動物愛護センターの設置及び管理に関する条例の制定（案）に関する
県民意見提出手続（パブリックコメント）の結果及び提言に対する考え方

1 意見の募集期間

令和6年9月27日(金) から令和6年10月17日(木)まで

2 意見の提出状況

意見総数： 2件

3 条例案に対する意見及び県の考え方

No.	寄せられた意見	意見に対する県の考え方
〈設置の目的〉		
1	設置目的に飼養とあるが、飼養と管理がセットで、動物愛護センターでは？計画や条例では、飼養と管理を合わせて、飼養等となっている。この飼養は、そのまま採用されるべきではない。	「静岡県動物の愛護及び管理に関する条例」については、飼い主と動物取扱業者などが、動物を飼養する場合と保管する場合を合わせて「飼養等」としているが、本条例案は飼い主や飼い主になりたい県民への普及啓発を目的としていることから、「管理」という言葉は不要となるため、条例案については原案のとおりの表現とします。
2	動物愛護センターは、殺処分の時代から、譲渡への時代へと、変化してきている。そのあたりも目的に盛り込むべき。	設置目的である「人と動物の共生する社会の実現」とは、「静岡県動物愛護管理推進計画 2021」が目標とする「殺処分ゼロ」の目指す姿として用いられている用語でもあり、殺処分の時代からの転換を示した表現であると考えていることから、条例案については原案のとおりの表現とします。

※ 上記のほか、パブリックコメント募集の時期に関する御意見や、静岡県動物愛護センターの整備状況に関する御意見などもいただきましたので、今後の参考とさせていただきます。